

## 豊中市納付推進センター業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本委託業務は、市の債権に係る滞納者に対する初期督促及び債権管理の補助業務を内容とし、受託事業者によってその履行方法や履行内容等に顕著な差異が現れることから、プロポーザル方式により受託候補者を選定しようとするものです。事業者の能力・技術・経験等を活かした未収債権の早期解消及び滞納の長期化防止につながる効果的・効率的な企画提案を求めます。

### 1 委託業務概要

#### (1) 委託業務名

豊中市納付推進センター業務

#### (2) 履行場所

豊中市役所（豊中市中桜塚3丁目1番1号） 豊中市納付推進センター

#### (3) 業務内容

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

ただし、契約締結日から令和6年9月30日までの業務準備期間とし、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの業務運営期間とします。

#### (5) 提案上限額等

##### ①提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

市税業務	月額 2,187,700 円
国保等業務	月額 1,867,900 円
私債権等業務	月額 338,200 円
合計	月額 4,393,800 円

※市税業務、国保等業務、私債権等業務の各提案価格（見積書記載額）が各提案上限額を一つでも超えると失格となります。

##### ②委託料等について

委託料は、提案内容を踏まえ本市と協議のうえ契約により確定するため、提案価格がそのまま契約金額になるものではありません。また、原則として、提案内容で契約することになりますが、本市との協議により内容が変更される場合があります。

### 2 事務局

事務局：財務部債権管理課

所在地：〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第一庁舎2階

電話：06-6858-2437

E-mail：saikenkanri@city.toyonaka.osaka.jp

### 3 参加資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案の提出期日において、下記のすべての要件を満たす法人とします。なお、共同企業体（JV）による参加はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 平成31年4月1日以後に国又は地方公共団体において本業務委託と同様の業務（電話での納付勧奨を主たる業務とするもの。）を元請けとして1年以上継続して履行した実績を有すること。
- (5) ISMS認証、ISO27001認証又はJISQ27001認証のいずれかを受けていること。
- (6) プライバシーマーク認定又はJISQ15001認証のいずれかを受けていること。
- (7) 提案業務を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公庁の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (9) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (10) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）

があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

#### 4 参加申込書及び企画提案書等の提出

参加希望者は、別紙「豊中市納付推進センター業務委託に係る企画提案書等作成要領」を精読のうえ、下記のとおり書類を提出してください。

##### (1) 参加申込書の提出

###### ①提出書類及び提出方法

参加申込書（様式第1号）を事務局に電子メールにより送付してください。必ず、送付した旨を事務局まで電話連絡してください。なお、原本は、企画提案書等に併せて提出してください。

②参加申込書の提出後に辞退する場合は、速やかに事務局まで電話連絡するとともに、参加辞退届（様式第9号）を提出してください。

##### (2) 企画提案書等の提出

###### ①提出書類

様式第1号 参加申込書  
様式第2号 企画提案書等提出届  
様式第3号 事業者概要説明書  
様式第4号 電話勸奨業務等履行実績  
様式第5号 配置予定管理責任者の業務経歴調書  
様式第6号 入札参加停止措置等状況調書  
様式第7号 プレゼンテーション審査出席者報告書  
企画提案書（任意様式）  
見積書及び見積内訳書（任意様式）

###### ②提出部数

書面 12部（正本1部、副本11部）  
電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 1部

###### ③提出方法

事務局へ持参又は書留郵送

※郵送の場合、期限日必着。必ず、送付した旨を事務局まで電話連絡してください。

##### (3) 提出書類の取扱い等

- ①提出書類は返却しません。
- ②企画提案書等の分割提出は認めません。
- ③企画提案書等は、受付後、いかなる理由があろうとも追加及び修正を認めません。
- ④企画提案書等の不足又は提出期限内未到着の場合、本案件への応募を無効とします。
- ⑤企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- ⑥企画提案書の著作権は、審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属します。
- ⑦提出書類は、受託候補者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。
- ⑧提出書類は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところ

により公開される場合があります。

## 5 質問の受付・回答

### (1) 質問の受付

質問書(様式第8号)を事務局に電子メールにより送付してください。必ず、送付した旨を事務局まで電話連絡してください。

### (2) 質問に対する回答

市ホームページに掲載することにより回答します。

## 6 審査方法、評価基準・評価配点等

### (1) 審査方法

- ①審査は、職員で構成する「豊中市納付推進センター業務受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員(以下「選定委員」という。)による合議で行います。
- ②審査は、別紙「評価基準・評価配点」に基づき、企画提案書等の内容を審査する書類審査とプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査するプレゼンテーション審査を行います。
- ③応募者が4者以上の場合、1次審査を実施し、書類審査による評価合計点が高い上位3者程度を選定し、1次審査通過とします。なお、応募者が4者未満の場合、1次審査は省略し、すべての応募者を1次審査通過とします。
- ④2次審査では、1次審査通過者を対象として、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、両審査を踏まえて総合的に評価します。
- ⑤2次審査の結果、評価合計点が高い提案者を受託候補者に、評価合計点が次に高い提案者を次点受託候補者にそれぞれ選定します。ただし、評価合計点が同点の提案者が複数いる場合は、選定委員の合議によって順位を決定し、受託候補者又は次点受託候補者を選定します。
- ⑥次のいずれかに該当する場合は、選外とします。
  - ア) 評価合計点(100点満点)が50点未満の場合
  - イ) 評価区分「企画等」の合計点(75点満点)が38点未満の場合
  - ウ) 評価区分「企画等」のいずれかの評価項目に0点がある場合
- ⑦選定委員会の会議は非公開とし、審査に係る質問や異議は一切受け付けません。

### (2) 1次審査

1次審査の結果は、全提案者(辞退者を除く。)に電子メールにより通知します。

### (3) 2次審査

- ①プレゼンテーション審査の日時及び会場等の詳細は、1次審査後に連絡します。
- ②プレゼンテーション審査: 40分(プレゼンテーション25分、質疑応答15分)
- ③プレゼンテーションは、企画提案書に基づき実施してください。資料の追加提出は、本市が求める場合を除き不可とします。
- ④出席者は、プレゼンテーションを行う者を含めて4人以内、かつ、全員が提案者の直接雇用する従業員(グループ会社は認めない。)でなければなりません。また、本委

託業務において執務室に常駐する配置予定管理責任者は、必ず出席してください。

- ⑤パソコン、プロジェクター等OA機器を使用する場合、機材等(延長コード等を含む。)は提案者で用意してください。本市は電源のみ用意します。

#### (4) 審査結果の通知及び公表

##### ①審査結果の通知

審査結果は、2次審査に参加した全ての提案者に書面で通知します。審査結果に関する問い合わせには応じません。なお、提案者からの審査結果に関する情報の開示については、提案者の自己情報についてのみ対象となります。

##### ②審査結果の公表

審査結果の通知後、市ホームページにおいて審査結果の公表を行いません。公表する内容は、次のとおりです。

ア) 受託候補者(事業者名、所在地、代表者、提案価格、評価合計点)

イ) 選定理由

ウ) 応募者(事業者名)

エ) 採点結果

オ) 選定委員会の構成

※応募が2者の場合、エ)は公表しません。

※ウ)とエ)の対応関係は明らかにしません。

## 7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①本案件期間中に、「3 参加資格要件」に抵触するに至ったとき
- ②提出書類が提出期限までに提出場所に提出されないとき
- ③プレゼンテーション審査を欠席したとき
- ④一事業者で複数の提案をしたとき
- ⑤提案価格が提案上限額を超える提案を行ったとき
- ⑥提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ⑦他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき
- ⑧他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- ⑨提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ⑩正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ⑪選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき
- ⑫本実施要領の内容に違反したとき
- ⑬その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為行ったら選定委員会が認めるとき

## 8 契約の締結

- ①本市は、受託候補者と仕様及び価格等について協議した後に、本市の内部手続きを経て、本業務を委託する相手方として決定します。受託候補者の審査結果の通知をもつ

て契約の締結を約束するものではありません。

- ②受託候補者と協議が調わない場合、本市は、次点の提案者と協議を行います。
- ③契約内容（契約金額及び仕様等）は、提案内容をもとに詳細を協議のうえ決定します。協議の結果、契約内容は、採択された提案から変更が生じることがあります。
- ④契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、又は提案内容に実現できない内容が含まれていた場合は、契約を締結しないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがあります。
- ⑤受注者は、原則として契約保証金（契約金額の100分の5に相当する額以上）を本市に納めていただきます。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第110条の規定に該当し、契約保証金の納付を免除すると本市が決定した場合は、納付不要です。
- ⑥本市の入札参加資格登録業者でない場合、契約締結前に豊中市財務規則第90条の4第1項に規定する書類を提出し、入札参加資格の認定を受ける必要があります。

## 9 その他

- ①選定委員の氏名、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ②審査結果後に本実施要領及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ③提出書類の作成及びその他の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- ④提案者に対する参加報酬はありません。また、提出書類の作成等参加に要する一切の経費は、提案者の負担とします。
- ⑤業務準備期間に要する経費は、受託者の負担となります。
- ⑥本案件に係る情報公開請求があった場合には、豊中市情報公開条例に定めるところにより公開される場合があります。
- ⑦本業務委託は、「豊中市外部活力導入モニタリングおよび評価の指針」に基づき、モニタリング及び評価を行います。また、その結果を市ホームページに公表します。

## 10 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和6年4月12日（金）
参加申込書の提出	令和6年4月24日（水）まで
質問の受付	令和6年4月24日（水）まで
質問に対する回答	令和6年5月15日（水）
企画提案書等の提出	令和6年5月29日（水）午後5時まで
1次審査結果の通知	令和6年6月20日（木）

2次審査	令和6年7月2日(火) 予定
2次審査結果の通知	令和6年7月中旬
契約の締結	令和6年8月中旬

※1次審査結果の通知は、応募者が4者以上あった場合のみです。